

農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（交付の対象及び補助率）</p> <p>第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、<u>別表1及び2</u>の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p> <p>2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、<u>別表1及び2</u>に定めるところによる。</p>	<p>（交付の対象及び補助率）</p> <p>第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、<u>別表1から3</u>までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 遊休農地解消緊急対策事業</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、<u>別表1から3</u>までに定めるところによる。</p>
<p>（流用の禁止）</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1) <u>別表1及び2</u>の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)<u>及び(2)</u>の事業と<u>(3)</u>の事業の相互間における流用</p>	<p>（流用の禁止）</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1) <u>別表1から3</u>までの区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)、<u>(2)及び(3)</u>の事業と<u>(4)</u>の事業の相互間における流用</p>

<p>(4) (略)</p> <p>(5) 別表 2 の区分の欄の<u>3</u>の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における流用 (削る。)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 別表 2 の区分の欄の<u>4</u>の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における流用</p> <p><u>(6) 別表 3 の経費の欄に掲げる(1)の経費から(2)の経費への流用</u></p>
<p>(申請手続)</p> <p>第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道、別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる<u>(2) 及び(3)の事業並びに別表 2 の区分の欄の 3 及び 4 の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者</u>にあつては大臣並びに沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(申請手続)</p> <p>第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道、別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる<u>(3)の事業、別表 2 の区分の欄の 4 の経費の欄に掲げる事業及び別表 3 の経費の欄に掲げる(3)の事業</u>を実施する補助事業者にあつては大臣並びに沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(交付申請書の提出期限)</p> <p>第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（ただし、北海道、別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる<u>(2) 及び(3)の事業並びに別表 2 の区分の欄の 3 及び 4 の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者</u>にあつては農林水産省経営局長)が別に通知する日までとする。</p>	<p>(交付申請書の提出期限)</p> <p>第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（ただし、北海道、別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる<u>(3)の事業、別表 2 の区分の欄の 4 の経費の欄に掲げる事業及び別表 3 の経費の欄に掲げる(3)の事業</u>を実施する補助事業者)にあつては農林水産省経営局長。)が別に通知する日までとする。</p>
<p>(契約等)</p>	<p>(契約等)</p>

<p>第8 <u>別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)及び(3)の事業並びに別表2の区分の欄の3及び4の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ大臣に届け出なければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第8 <u>別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)の事業、別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる事業及び別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ大臣に届け出なければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(軽微な変更)</p> <p>第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、<u>別表1及び2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。</u></p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、<u>別表1から3までの重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。</u></p>
<p>(概算払等の請求)</p> <p>第11 (略)</p> <p>2 <u>別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第3号-2による概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(概算払等の請求)</p> <p>第11 (略)</p> <p>2 <u>別表2及び3の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第3号-2による概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(実績報告)</p> <p>第14 (略)</p> <p>2 <u>別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者に係る交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号-2</u></p>	<p>(実績報告)</p> <p>第14 (略)</p> <p>2 <u>別表2及び3の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者に係る交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6</u></p>

<p>のとおりとし、当該補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>号-2のとおりとし、当該補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>3～5 （略）</p>
<p>（補助金の経理）</p> <p>第19 （略）</p> <p>2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（第2の<u>(2)</u>の事業に関連するものは10年間）整備保管しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（補助金の経理）</p> <p>第19 （略）</p> <p>2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（第2の<u>(3)</u>の事業に関連するものは10年間）整備保管しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>（間接補助金交付の際付すべき条件）</p> <p>第22 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に</u></p>	<p>（間接補助金交付の際付すべき条件）</p> <p>第22 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（新設）</p>

<p>記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを都道府県知事に提出すること。</p> <p>また、受益者が農業者の場合は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを市町村の長に提出すること。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>2～7 (略)</p>																																								
<p>(他用途使用の禁止)</p> <p>第27 基金は、実施要綱第3の1の(1) <u>のア及びイ</u>並びに<u>2</u>の(1)から<u>(3)</u>までに規定する事業以外の用途に使用してはならない。</p>	<p>(他用途使用の禁止)</p> <p>第27 基金は、実施要綱第3の1の(1) <u>及び(2)</u>並びに<u>3</u>の(1)から<u>(4)</u>までに規定する事業以外の用途に使用してはならない。</p>																																								
<p>別表1 (第2、第3、第10、第11、第13、第14、第23、第24、第25、第26及び第28関係)</p>	<p>別表1 (第2、第3、第10、第11、第13、第14、第23、第24、第25、第26及び第28関係)</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">経 費</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th rowspan="2">補助事業者</th> <th colspan="2">重要な変更</th> </tr> <tr> <th>経費の配分の変更</th> <th>事業の内容の変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>補助事業者が実施要綱第3の<u>2</u>に規定する次の事業に必要な資金の造成に要する経費 (1)・(2) (略) (削る。) <u>(3)</u> (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	経 費	補助率	補助事業者	重要な変更		経費の配分の変更	事業の内容の変更	1 (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	2 (略)	補助事業者が実施要綱第3の <u>2</u> に規定する次の事業に必要な資金の造成に要する経費 (1)・(2) (略) (削る。) <u>(3)</u> (略)	(略)	(略)		(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">経 費</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th rowspan="2">補助事業者</th> <th colspan="2">重要な変更</th> </tr> <tr> <th>経費の配分の変更</th> <th>事業の内容の変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>補助事業者が実施要綱第3の<u>3</u>に規定する次の事業に必要な資金の造成に要する経費 (1)・(2) (略) <u>(3)経営転換協力金交付事業</u> <u>(4)</u> (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	経 費	補助率	補助事業者	重要な変更		経費の配分の変更	事業の内容の変更	1 (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	2 (略)	補助事業者が実施要綱第3の <u>3</u> に規定する次の事業に必要な資金の造成に要する経費 (1)・(2) (略) <u>(3)経営転換協力金交付事業</u> <u>(4)</u> (略)	(略)	(略)		(略)
区 分					経 費	補助率	補助事業者	重要な変更																																	
	経費の配分の変更	事業の内容の変更																																							
1 (略)	(略)	(略)	(略)		(略)																																				
2 (略)	補助事業者が実施要綱第3の <u>2</u> に規定する次の事業に必要な資金の造成に要する経費 (1)・(2) (略) (削る。) <u>(3)</u> (略)	(略)	(略)		(略)																																				
区 分	経 費	補助率	補助事業者	重要な変更																																					
				経費の配分の変更	事業の内容の変更																																				
1 (略)	(略)	(略)	(略)		(略)																																				
2 (略)	補助事業者が実施要綱第3の <u>3</u> に規定する次の事業に必要な資金の造成に要する経費 (1)・(2) (略) <u>(3)経営転換協力金交付事業</u> <u>(4)</u> (略)	(略)	(略)		(略)																																				

別表2 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 (略)	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業(1)のウ及び(3)の事業を除く)又は売買支援実施要綱第4に規定する次の(1)のウ及び(3)に掲げる事業に要する経費				(略)
	(1) 農地中間管理機構推進事業 ア 借受農地管理等事業	(削る。)	(略)	経費の欄に掲げるア、イ、ウ及びエの事業の相互間における経費の30%を超える増減	
	(ア) 遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り入れた新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援	定額			
	(イ) 新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援	9.5/10以内			
	(ウ) 農用地等の賃料・保全管理支援	7/10以内			
	(エ) 研修用の農業用ハウス設置支援	定額			
	イ 農地中間管理事業等推進事業	定額			
	(ア) 都道府県推進事業 (イ) 農地中間管理機構運営事業				
	ウ 農地売買等支援事業	(削る。)			

別表2 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 (略)	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業に要する経費				(略)
	(1) 借受農地管理等事業 ア 遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り入れた新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援	定額	(略)	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業の相互間における経費の30%を超える増減	
	(新設)	(新設)			
	(新設)	(新設)			
	(新設)	(新設)			
	イ 新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援	9.5/10以内			
	(新設)				
	(新設)				
	ウ 農用地等の賃料・保全管理支援	7/10以内			

	<p>(ア) <u>都道府県指導推進整備費</u> <u>都道府県が農地中間管理機構等に対し指導及び連絡等を行うのに要する経費</u></p> <p>(イ) <u>機構業務費</u> <u>農地中間管理機構等が売買支援事業として行う農用地等の売買・賃貸等業務、農地売渡信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務、農地所有適格法人出資育成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務及び畜産環境リース事業として行う農業用機械・施設の管理業務等に要する次の経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費</u></p> <p>a <u>契約書及び許可申請書作成費</u> b <u>契約書及び許可申請書等関係資料作成費</u> c <u>登記申請書</u> d <u>登記関係証明書</u> e <u>諸税</u> f <u>金銭消費貸借契約費</u> g <u>対価賃借料徴収支払関係費</u> h <u>財産管理費</u> i <u>測量費</u> j <u>通信費</u> k <u>旅費</u> l <u>資金回収事務費</u> m <u>信託・出資検討会費</u> n <u>農地管理業務費</u> o <u>委託契約印紙税</u> p <u>連携強化活動費</u> <u>農地中間管理機構等</u></p>	<p>当該補助事業費の1/2以内</p> <p>当該間接補助事業費の6/10以内</p>						<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------	-------------------------	--	--	--	--

2 (略)	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)・(2) (略) (削る。) (3) (略)	(略)	(略)	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業と(3)の事業の相互間における経費の増減	(略)	3 (略)	補助事業者が実施要綱第3の3に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)・(2) (略) (3)経営転換協力金交付事業 (4) (略)	(略)	(略)	経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における経費の増減	(略)
3 (略)	補助事業者が実施要綱第3の3に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1) (略) ア・イ (略) (2) (略) ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4 (略)	補助事業者が実施要綱第3の4に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1) (略) ア・イ (略) (2) (略) ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)	補助事業者が実施要綱第3の4に規定する事業に要する経費	(略)	(略)	(略)	(略)	5 (略)	補助事業者が実施要綱第3の5に規定する事業に要する経費	(略)	(略)	(略)	(略)

(削る。)

別表3 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区 分	経 費	補助率	補助事 業者	重 要 な 変 更	
				経費の配 分の変更	事業の内 容の変更
農地中間管 理機構事業	<p>補助事業者が売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業等に要する次の経費</p> <p>(1)都道府県指導推進整備費 都道府県が農地中間管理機構等に対し指導及び連絡等を行うのに要する経費</p> <p>(2)機構業務費 農地中間管理機構等が売買支援事業として行う農用地等の売買・賃貸等業務、農地売渡信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務、農地所有適格法人出資育成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務及び畜産環境リース事業として行う農業用機械・施設の管理業務等に要する次の経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>ア 契約書及び許可申請書作成費</p> <p>イ 契約書及び許可申請書等関係資料作成費</p> <p>ウ 登記申請書</p> <p>エ 登記関係証明書</p> <p>オ 諸税</p> <p>カ 金銭消費貸借契約費</p> <p>キ 対価賃借料徴収支払関係費</p> <p>ク 財産管理費</p> <p>ケ 測量費</p> <p>コ 通信費</p> <p>サ 旅費</p>	<p>当該補助事業費の1/2以内</p> <p>当該間接補助事業費の6/10以内</p>	<p>都道府 県</p> <p>都道府 県</p>		<p>事業実施主体の変更</p> <p>事業の新設又は廃止</p>

	<p>シ <u>資金回収事務費</u></p> <p>ス <u>信託・出資検討会費</u></p> <p>セ <u>農地管理業務費</u></p> <p>ソ <u>委託契約印紙税</u></p> <p>タ <u>連携強化活動費</u> 農地中間管理機構等が行 う農地中間管理機構事業の 実施に係る団体等との 連携活動に要する経費</p> <p>(3) <u>支援法人費</u> 公益社団法人全国農地保有 合理化協会が農地集積・集約 化のため行う事業に要する次 に掲げる経費</p> <p>ア <u>支援法人指導推進等整備 費</u> 農地中間管理機構等に対 し金融機関から調達する農 地の買入資金等の貸付けを 行うための体制整備等に要 する経費</p> <p>イ <u>借入資金利子助成費</u> 農地中間管理機構等が売 買支援実施要綱第4の1及 び3の事業を実施するため の資金の調達に要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>公益社 団法人 全国農 地保有 合理化 協会</p>		
--	---	------------	--	--	--

<p>(用語の定義)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p>3 売買支援事業：売買支援実施要綱第4の1に規定する事業</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p>3 売買支援事業：売買支援実施要綱第4に規定する事業<u>(4に規定する事業を除く。)</u></p> <p>4～7 (略)</p>																																
<p>別記様式第1号(第4関係)(その1)</p> <p>(別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容及び計画(又は実績)</p>	<p>別記様式第1号(第4関係)(その1)</p> <p>(別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容及び計画(又は実績)</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業資金の造成区分</th> <th>事業資金の保有区分</th> <th>造成額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構集積協力金交付事業勘定 (1)・(2) (略) (削る。)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業資金の造成区分	事業資金の保有区分	造成額	備考	機構集積協力金交付事業勘定 (1)・(2) (略) (削る。)		(略)		(3) (略)				合計				<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業資金の造成区分</th> <th>事業資金の保有区分</th> <th>造成額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構集積協力金交付事業勘定 (1)・(2) (略) <u>(3)経営転換協力金交付事業費</u></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業資金の造成区分	事業資金の保有区分	造成額	備考	機構集積協力金交付事業勘定 (1)・(2) (略) <u>(3)経営転換協力金交付事業費</u>		(略)		(4) (略)				合計			
事業資金の造成区分	事業資金の保有区分	造成額	備考																														
機構集積協力金交付事業勘定 (1)・(2) (略) (削る。)		(略)																															
(3) (略)																																	
合計																																	
事業資金の造成区分	事業資金の保有区分	造成額	備考																														
機構集積協力金交付事業勘定 (1)・(2) (略) <u>(3)経営転換協力金交付事業費</u>		(略)																															
(4) (略)																																	
合計																																	
<p>(注) (略)</p>	<p>(注) (略)</p>																																

<p>3～5 (略)</p> <p>6 添付書類 都道府県の<u>補助金要綱及びチェックシート等</u></p> <p>(注) (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>6 添付書類 都道府県の<u>補助金要綱等</u></p> <p>(注) (略)</p>
<p>別記様式第1号(第4関係)(その2) (別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる<u>(1)のア、イ及びエ並び</u> <u>に別表2の区分の欄の2の事業を実施する場合</u>)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)交付申 請書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容及び計画(又は実績)</p> <p>(削る。)</p>	<p>別記様式第1号(第4関係)(その2) (別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる<u>(1)及び(2)並びに別表2</u> <u>の区分の欄の2及び3の事業を実施する場合</u>)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)交付申 請書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容及び計画(又は実績)</p> <p>・別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる<u>(1)及び(2)並びに別表2</u> <u>の区分の欄の3の(1)から(4)までの事業を実施する場合</u></p>

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注） （略）

（削る。）

3 経費の配分及び負担区分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)のア、イ及びエの事業を実施する場合

（略）

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)から(3)までの事業を実施する場合

（略）

4・5 （略）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注） （略）

・別表2の区分の欄の2に掲げる事業を実施する場合

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第9の1の（2）により都道府県知事が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第9の2の（2）により都道府県知事が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)及び(2)並びに区分の欄の2の事業を実施する場合

（略）

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)から(4)までの事業を実施する場合

（略）

4・5 （略）

<p>6 添付書類</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><u>(4) チェックシート (別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる</u> <u>(1) のイの (ア) 及び 2 の経費の欄に掲げる (3) の事業を実施する</u> <u>場合に限る。)</u></p> <p>(注) (略)</p>	<p>6 添付書類</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(注) (略)</p>
<p><u>別記様式第 1 号 (第 4 関係) (その 3)</u></p> <p><u>(別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる (1) のウの (ア) 及び (</u> <u>イ) の事業を実施する場合)</u></p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金 (農地売買等支援事 業) 交付申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿</p> <p>(北海道にあつては農林水産大臣 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)</p>	<p>(新設)</p>

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円
の交付を申請する。

記

1 事業の目的

(注) 本要綱別表2の経費の欄に掲げる(1)のウの(ア)及び(イ)
の経費ごとに記入すること。

2 事業の内容及び計画(又は実績)

(1) 都道府県指導推進整備事業計画(又は実績)

(実施主体:)

区 分	回 数	人 数	内 容
農地中間管理機構等の指導	回	延 人	
会議開催			

(2) 機構業務

ア 事業推進計画（又は実績）

（実施主体： _____ ）

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	
2 諸税		筆	金額 内訳
3 財産管理費			
(1)見回り	回	延 人	委託事業の場合には、委託先 名を記入すること。
(2)除草		ha	
4 測量費		件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費(旅費)	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費 (保全検討会)	回	延 人	
9 印紙税		部	
10 連携強化活動費			地区数 地区
(1)連携強化活動手当		延 人	
(2)資料作成作業員		延 人	
(3)連携協議会開催費	回	延 人	
(4)連携調査旅費	回	延 人	

イ 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）

（実施主体： _____ ）

区 分	一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設 等		合計		
	件 数	面 積	価 額	件 数	面 積	価 額	件 数	面 積	価 額	件 数	価 額	件 数	面 積	価 額
	件	10a	千	件	10a	千	件	10a	千	件	千	件	10a	千

				円		円		円	円		円	
売買	前年度 未保有 量											
	本 年 度	買入										
		売渡										
		一時貸付										
本年度 未保有 量												
貸借	前 年 度 未 保 有 量	貸 貸 借	一般タ イプ	/	/	/	/	/	/	/	/	
			担い手支援 (貸借)									
		使 用 貸 借	一般タ イプ	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			担い手支援 (貸借)									
		未 貸 付	一般タ イプ	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			担い手支援 (貸借)									
	本 年 度 分	継 続 貸 付	一般タ イプ	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			担い手支援 (貸借)									
		新 規 貸 付	一般タ イプ	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			担い手支援 (貸借)									
		解 約	一般タ イプ	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			担い手支援 (貸借)									
返 還	一般タ イプ	/	/	/	/	/	/	/	/	/		

を〔 〕内に記載する。

5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する（年払いについては価額の記載を要しない。）。

なお、一括前払いについての本年度分欄の借入価額欄は前払いをした金額を記載し、継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。

6 解約とは、農地中間管理機構等と転借人、返還とは、地主と農地中間管理機構等との関係である。

7 農業用施設用地等には混牧林利用地を含め、農業用施設等には当該施設と一体的に利用される装置を含む。

ウ 所有者不明農地借入事業計画（又は実績）

区 分	農地		補償金等総額
	件数 (件)	面積 (10a)	金額 (円)
前年度末			
本年度			

(注) 補償金等総額の欄には、売買支援実施要綱第4の1の(2)

のウの事業における補償金の供託、借賃の支払いの両方を含めた額を記載すること。

エ 経営構造改革緊急加速リース支援事業計画（又は実績）

事業実施主体名	業務費内訳	員 数	事業費	国 費

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)+ (E)	補助事業 に要する 経費（又 は補助事 業に要し た経費） (A)+(B)	負 担 区 分					備 考 (経費 の内訳 等)
			国庫 補助金 (A)	都道府 県費 (B)	市町 村費 (C)	農地中 間管理 機構等 費 (D)	その他 () (E)	
			円	円	円	円	円	
農地売買等支援事業費								
(1) 都道府県指導推進整備費								
(2) 機構業務費								
合 計								

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した

金額 ○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、売買支援実施要綱第7の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	
国庫補助金 都道府県費	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	
農地売買等支援事業費 (1)都道府県指導推進整備費 (2)機構業務費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

補助金の交付に関する規程（間接補助事業の場合に限る。）、売買支援実施要綱第12の2により都道府県知事が作成する事業実績報告書（実績報告の場合に限る。）、チェックシート（別表2の経費の欄に掲げる(1)のウの(ア)の事業を実施する場合に限る。）その他参考資料を添付すること。

<p>(注) <u>1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるととし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>	
<p>別記様式第 1 号 (第 4 関係) (その <u>4</u>)</p> <p>(別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる <u>(2)</u> の事業を実施する場合)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金 (企業参入促進事業) 交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 添付書類</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>別記様式第 1 号 (第 4 関係) (その <u>3</u>)</p> <p>(別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる <u>(3)</u> の事業を実施する場合)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金 (企業参入促進事業) 交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 添付書類</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p><u>(3) チェックシート</u></p> <p>(注) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(注) (略)</p>
<p><u>別記様式第1号(第4関係)(その5)</u></p> <p><u>(別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する場合)</u></p> <p><u>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(支援法人事業)交</u> <u>付申請書</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p><u>農林水産大臣</u></p> <p>○ ○ ○ ○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 <u>公益社団法人全国農地保有合理化協会</u> 会 長 氏 名</p> <p>令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集</p>	<p>(新設)</p>

積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円

の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業実績報告書）のとおり。

（注）売買支援実施要綱第6の1により支援法人が作成する事業実施計画書（又は売買支援実施要綱第12の1により支援法人が作成する事業実績報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業 に要する 経費（又 は補助事 業に要し た経費）	負 担 区 分		備 考 （経費の 内訳等）
	(A)+(B)	国庫補助 金 (A)	公益社団 法人全国 農地保有 合理化協 会費 (B)	
支援法人事業 1 支援法人指導推進等整備費 (1) 事業推進指導費 (2) 指導助言活動旅費 (3) 農地相談活動費 (4) 事業相談活動費 (5) 農地中間管理機構職員研修費	円	円	円	

(6)連携支援体制機能管理運営費				
(7)無利子貸付資金償還業務費				
(8)借入資金貸付業務体制整備費				
2 借入資金利子助成費				
合 計				

(注) 1 事業実施年度の4月1日から補助事業に要する(要した)

経費を計上することができる。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、売買支援実施要綱第7の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日 (又は完了年月日) 令和 年 月 日

5 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
	(又は本年度精算額)	(又は本年度予算額)	増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
公益社団法人全国農地保有合理化協会費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比 較 増 減		備 考
	額 (又は本年 度精算額)	額 (又は本年 度予算額)	増	減	
支援法人事業	円	円	円	円	
1 支援法人指導推進等整備費					
(1) 事業推進指導費					
(2) 指導助言活動旅費					
(3) 農地相談活動費					
(4) 事業相談活動費					
(5) 農地中間管理機構職員研修費					
(6) 連携支援体制機能管理運営費					
(7) 無利子貸付資金償還業務費					
(8) 借入資金貸付業務体制整備費					
2 借入資金利子助成費					
合 計					

6 添付書類

(1) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の定款

(2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の資産及び負債に関する書類

(3) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の収支予算

(4) 売買支援実施要綱第6の1により公益社団法人全国農地保有合理化協会が作成する事業実施計画書（又は売買支援実施要綱第12

<p>の1により同協会が作成する事業実績報告書)</p> <p><u>(5) チェックシート</u></p> <p>(注) 1 <u>記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p>2 <u>添付書類について、公益社団法人全国農地保有合理化協会のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>	
<p>別記様式第1号(第4関係)(その<u>6</u>)</p> <p>(別表2の区分の欄の<u>3</u>の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(全国的な農地利用調整活動等への支援事業)交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	<p>別記様式第1号(第4関係)(その<u>4</u>)</p> <p>(別表2の区分の欄の<u>4</u>の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(全国的な農地利用調整活動等への支援事業)交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>

<p>2 事業の内容及び計画（又は実績）</p> <p>別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。</p> <p>（注）実施要綱第9の1の（7）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第9の2の（4）により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 添付書類</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3）チェックシート</u></p> <p>（注） （略）</p>	<p>2 事業の内容及び計画（又は実績）</p> <p>別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。</p> <p>（注）実施要綱第10の1の（7）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第10の2の（4）により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 添付書類</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（注） （略）</p>
<p>別記様式第1号（第4関係）（その7）</p> <p>（別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合）</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農業委員会サポートシステム管理事業）交付申請書</p>	<p>別記様式第1号（第4関係）（その5）</p> <p>（別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合）</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農業委員会サポートシステム管理事業）交付申請書</p>

<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容及び計画 (又は実績)</p> <p>別添の事業実施計画書 (又は事業完了報告書) のとおり。</p> <p>(注) 実施要綱第9の1の(10)により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書 (又は実施要綱第9の2の(5)により同機構が作成する事業完了報告書) を添付すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 添付書類</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) チェックシート</u></p> <p>(注) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容及び計画 (又は実績)</p> <p>別添の事業実施計画書 (又は事業完了報告書) のとおり。</p> <p>(注) 実施要綱第10の1の(10)により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書 (又は実施要綱第10の2の(5)により同機構が作成する事業完了報告書) を添付すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 添付書類</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(注) (略)</p>
<p>別記様式第1号 (第4関係) (その<u>8</u>)</p> <p>(別表2の区分の欄の<u>4</u>の経費の欄に掲げる事業を実施する場合)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金 (農業委員会サポー</p>	<p>別記様式第1号 (第4関係) (その<u>6</u>)</p> <p>(別表2の区分の欄の<u>5</u>の経費の欄に掲げる事業を実施する場合)</p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金 (農業委員会サポー</p>

トシステム改修事業) 交付申請書

(略)

1 (略)

2 事業の内容及び計画 (又は実績)

別添の事業実施計画書 (又は事業完了報告書) のとおり。

(注) 実施要綱第10の1の(1)により全国農業委員会ネットワーク
機構が作成する事業実施計画書 (又は実施要綱第10の2により同
機構が作成する事業完了報告書) を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

(表略)

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額し
た金額 ○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、
同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するこ
と。

また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届
を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

トシステム改修事業) 交付申請書

(略)

1 (略)

2 事業の内容及び計画 (又は実績)

別添の事業実施計画書 (又は事業完了報告書) のとおり。

(注) 実施要綱第11の1の(1)により全国農業委員会ネットワーク
機構が作成する事業実施計画書 (又は実施要綱第11の2により同
機構が作成する事業完了報告書) を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

(表略)

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額し
た金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同
税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するこ
と。

また、実施要綱第15の1のただし書きによる交付決定前着手届
を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

<p>4・5 (略)</p> <p>6 添付書類 (1)・(2) (略) <u>(3) チェックシート</u></p> <p>(注) (略)</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>6 添付書類 (1)・(2) (略) (新設)</p> <p>(注) (略)</p>
<p>(削る。)</p>	<p><u>別記様式第1号(第4関係)(その7)</u></p> <p><u>(別表3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業を実施する場合)</u></p> <p>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)交付申 <u>請書</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿</p> <p>(<u>北海道にあつては農林水産大臣</u>) (<u>沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長</u>)</p>

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

(注) (〇〇〇〇) には、別表3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)のうち該当する経費名を記載する。

記

1 事業の目的

(注) 本要綱別表3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費ごとに記入すること。

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 都道府県指導推進整備事業計画（又は実績）

（実施主体： ）

区 分	回 数	人 数	内 容
農地中間管理機構等の指導	回	延 人	
会議開催			

(2) 機構業務

ア 事業推進計画 (又は実績)

(実施主体：)

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	
2 諸税		筆	金額 内訳
3 財産管理費			
(1)見回り	回	延 人	委託事業の場合には、委託先 名を記入すること。
(2)除草		ha	
4 測量費		件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費(旅費)	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費 (保全検討会)	回	延 人	
9 印紙税		部	
10 連携強化活動費			地区数 地区
(1)連携強化活動手当		延 人	
(2)資料作成作業員		延 人	
(3)連携協議会開催費	回	延 人	
(4)連携調査旅費	回	延 人	

イ 農用地等売買貸借事業計画 (又は実績)

(実施主体：)

区分		一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等		合計		
		件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	価額	件数	面積	価額
		件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	千円	件	10a	千円
売買	前年度 未保有量														
	本年度	買入													
		受渡													
		一時貸付													
本年度 未保有量															
貸借	前年度 未保有量	一般貸借		/		/		/		/		/		/	
		担い手支援(貸借)													
		使用貸借		/		/		/		/		/		/	
	本年度分	未貸付		/		/		/		/		/		/	
		担い手支援(貸借)													
		継続貸付		/		/		/		/		/		/	
	本年度分	新規貸付		/		/		/		/		/		/	
		担い手支援(貸借)													
		解		/		/		/		/		/		/	

本 年 度 末 保 有 量	約	イ [○]			/			/			/			/	
		担い手支援 (貸借)													
		一般タ			/			/			/			/	
	返 還	イ [○]			/			/			/			/	
		担い手支援 (貸借)													
		一般タ			/			/			/			/	
	賃 貸 借	一般タ			/			/			/			/	
		イ [○]													
		担い手支援 (貸借)													
	使 用 貸 借	一般タ			/			/			/			/	
		イ [○]													
		担い手支援 (貸借)													
未 貸 付	一般タ			/			/			/			/		
	イ [○]														
	担い手支援 (貸借)														

(注) 1 売買の欄は売買支援実施要綱第4の1の(1)の事業を、貸借の欄の担い手支援(貸借)は同要綱第4の1の(5)の事業を、一般タイプは同要綱第4の2の事業をいう。

2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。

3 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受＝買入、譲渡＝売渡として外数で記載すること。

4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内

に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売渡した面積を〔 〕内に記載する。

5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する（年払いについては価額の記載を要しない）。

なお、一括前払いについての本年度分欄の借入価額欄は前払いをした金額を記載し、継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。

6 解約とは、農地中間管理機構等と転借人、返還とは、地主と農地中間管理機構等との関係である。

7 農業用施設用地等には混牧林利用地を含め、農業用施設等には当該施設と一体的に利用される装置を含む。

ウ 所有者不明農地借入事業計画（又は実績）

区 分	農地		補償金等総額
	件数 (件)	面積 (10a)	金額 (円)
前年度末			
本年度			

（注）補償金等総額の欄には、売買支援実施要綱第4の3の事業における補償金の供託、借賃の支払いの両方を含めた額を記載すること。

エ 経営構造改革緊急加速リース支援事業計画（又は実績）

事業実施主体名	業務費内訳	員 数	事業費	国 費

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)+ (E)	補助事業 に要する 経費（又 は補助事 業に要し た経費） (A)+(B)	負 担 区 分					備 考 （経費 の内訳 等）
			国庫 補助金 (A)	都道府 県費 (B)	市町 村費 (C)	農地中 間管理 機構等 費 (D)	その他 () (E)	
			円	円	円	円	円	
農地売買等支援事業費								
(1) 都道府県指導推進整備費								
(2) 機構業務費								
合 計								

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した

金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、売買支援実施要綱第7の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
	（又は本年度精算額）	（又は本年度予算額）	増	減	
国庫補助金 都道府県費	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
	（又は本年度精算額）	（又は本年度予算額）	増	減	
農地売買等支援事業費 （1）都道府県指導推進整備費 （2）機構業務費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

補助金の交付に関する規程（間接補助事業の場合に限る。）、売買支援実施要綱第12の2により都道府県知事が作成する事業実績報告書（実績報告の場合に限る。）その他参考資料を添付すること。

（注） 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できる

	<p><u>こととし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>
<p>(削る。)</p>	<p><u>別紙様式第 1 号 (第 4 関係) (その 8)</u></p> <p><u>(別表 3 の経費の欄に掲げる (3) の事業を実施する場合)</u></p> <p><u>令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金 (支援法人費) 交付</u></p> <p style="text-align: center;"><u>申請書</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p><u>農林水産大臣</u></p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 <u>公益社団法人全国農地保有合理化協会</u> 会 長 氏 名</p> <p><u>令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集</u></p>

積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円

の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

（1）農地売買支援事業推進指導計画（又は実績）

ア 指導計画等（又は実績）

区 分	回 数	員 数	備 考
1 事業推進指導	回	延 人	
2 現地検討会	回	延 人	
3 中央検討会	回	延 人	
4 事業調査	回	延 人	
5 資料作成			
（1）現地検討会			部
（2）中央検討会			部
（3）調査結果			部

イ 事業推進資料作成計画（又は実績）

資 料 名	部 数	主な配布先	資 料 の 内 容

（2）農地及び事業相談活動計画（又は実績）

開 催 時 期	人 員	内 容	備 考
月 日	人		(実績：相談件数 件)

（3）農地中間管理機構職員研修計画（又は実績）

開 催 時 期	出 席 人 員	指 導 概 要	備 考

月 日	人		
-----	---	--	--

(4) 連携支援体制機能管理運営整備計画 (又は実績)

区 分	時 期	回 数	員 数	内 容	備 考
1. 情報提供機能管理運営費					
(1)データベース設定		回	延 人		
(2)データベース作成					
(3)データマップ整備					
2. 情報集約機能管理運営費					
(1)入力・取りまとめ作業		回	延 人		
(2)集計分析調査員		回	延 人		
(3)集計結果資料作成			部		
3. システム管理費					
(1)パソコンリース			台		
(2)パソコン保守			台		

(5) 無利子貸付資金償還業務計画 (又は実績)

区 分	時 期	回 数	員 数	業務内容	備 考
1. 償還担当員		回	延 人		
2. 償還業務		回	延 人		
3. 貸付金管理運営					
4. 債権管理					
(1)調査資料作成			部		
(2)現地調査		回	延 人		
(3)外部監査		回	延 人		

(6) 借入金貸付業務体制整備計画 (又は実績)

区 分	時 期	回 数	員 数	体制	備 考
-----	-----	-----	-----	----	-----

				整備 内容	
1 資金調達業務		回	延 人		
(1)市場調査		回			
(2)資金調達		回			
2 借入金管理業務		回	延 人		
(1)償還件数			件		
3 貸付業務		回	延 人		
(1)貸付件数			件		
4 債権管理業務		回	延 人		
(1)調査資料作成			部		
(2)現地調査		回	延 人		
5 貸付審査業務		回	延 人		
(1)貸付審査会		回	延 人		
(2)外部監査		回	延 人		
6 貸付業務活動計画					
(1)借入金管理システム					
a システム開発					
b システム保守					
c パソコンリース				台	
d パソコン保守				台	
(2)作業場所				m ²	

(7) 借入資金利子助成計画 (又は実績)

借入年度	借入額	借入利率	利払額	備考
令和 年度	円	%	円	
合 計				

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業 に要する	負 担 区 分		備 考 (経費の)
			公益社団	

	経費（又は補助事業に要した経費）	国庫補助金	法人全国農地保有合理化協会費	内訳等）
	(A)+(B)	(A)	(B)	
農地売買等支援事業費（支援法人費）	円	円	円	
1 支援法人指導推進等整備費				
(1) 事業推進指導費				
(2) 指導助言活動旅費				
(3) 農地相談活動費				
(4) 事業相談活動費				
(5) 農地中間管理機構職員研修費				
(6) 連携支援体制機能管理運営費				
(7) 無利子貸付資金償還業務費				
(8) 借入資金貸付業務体制整備費				
2 借入資金利子助成費				
合 計				

(注) 1 事業実施年度の4月1日から補助事業に要する（要した）
経費を計上することができる。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、売買支援実施要綱第7の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比 較 増 減		備 考
	額 (又は本年 度精算額)	額 (又は本年 度予算額)	増	減	
国 庫 補 助 金 公益社団法人全国農地保有 合理化協会費	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比 較 増 減		備 考
	額 (又は本年 度精算額)	額 (又は本年 度予算額)	増	減	
農地売買等支援事業費（支 援法人費） 1 支援法人指導推進等整 備費 (1) 事業推進指導費 (2) 指導助言活動旅費 (3) 農地相談活動費 (4) 事業相談活動費 (5) 農地中間管理機構職 員研修費 (6) 連携支援体制機能管 理運営費 (7) 無利子貸付資金償還 業務費 (8) 借入資金貸付業務体 制整備費 2 借入資金利子助成費	円	円	円	円	
合 計					

	<p><u>6 添付書類</u></p> <p><u>(1) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の定款</u></p> <p><u>(2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の資産及び負債に関する書類</u></p> <p><u>(3) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の収支予算</u></p> <p><u>(4) 売買支援実施要綱第6の1により公益社団法人全国農地保有合理化協会が作成する事業実施計画書（又は売買支援実施要綱第12の1により同協会が作成する事業実績報告書）</u></p> <p><u>(注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>2 添付書類について、公益社団法人全国農地保有合理化協会のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>
--	--

附 則（令和6年3月29日付け 5経営第2447号）

- 1 この通知は、令和6年3月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。